

霧ヶ峰における無人航空機（ドローン）の取扱いの検討について（案）

1 ドローンの現状

昨今、ドローンなどの無人航空機が急速に普及し、災害対策や人命救助、観光振興など様々な分野で活用され始めている一方、騒音被害や落下事故等トラブルの原因ともなっている。

諏訪地域では、平成 29 年 1 月 21 日に NPO 法人諏訪広域ドローン協力が設立され、ドローンの普及・啓発を始め、様々な活動が行われている。また、諏訪湖では魚食性鳥類の追払いを試行するなど活用を検討している。

2 県内の自然公園内でのドローン使用について

現在、霧ヶ峰等自然公園内において自然公園制度上ドローンの使用に対する規制は無く、利用について相談があった場合は、以下について確認を行うとともに、野生動植物等の自然環境や公園利用者に影響を与えることのないよう、常識的な範囲で配慮をお願いしている。

- ①関連法令（航空法等）の遵守
- ②土地所有者、施設管理者等への確認
- ③他の公園利用者の迷惑にならない使用方法

3 個別ルール of 状況について

現在自然公園等において何らかの個別ルールを設けているものを以下に例示する。

対 象	実施団体	内 容
国立公園 中部山岳国立公園 上信越高原国立公園 妙高戸隠連山国立公園	環境省 信越自然環境事務所	別添 1 のとおり注意喚起
美ヶ原	美ヶ原畜産農業協同組合	牧場管理者として牧場での使用を禁止

4 霧ヶ峰におけるドローンの取扱いの検討について

霧ヶ峰は自然公園であるとともに、国の天然記念物である湿原植物群落、樹叢植物群落を有している。天然記念物については文化財保護法により、関係者の所有権その他の財産権を尊重しつつ、天然記念物を保存するとともにその活用を図ることとなっている。

霧ヶ峰は地権者等の関係団体が多く、ドローンの使用については各団体の判断によっているが、保護と利用の観点で霧ヶ峰においても共通したルールが必要と考える。

第 31 回霧ヶ峰自然環境保全協議会（別添 2）においてドローン使用のあり方について、当協議会において検討することとしている。

そこで、今年度、地権者をはじめとした当協議会会員、NPO 法人諏訪広域ドローン協力の会員等関係者によるワーキンググループを立ち上げ、霧ヶ峰におけるドローンの取扱いについて検討を行うこととしたい。

2018年09月21日

環境省 信越自然環境事務所 (HP 転記)

国立公園内におけるドローンの使用について

【注意喚起】

昨今、ドローンなどの無人航空機が急速に普及し、様々な分野で活用され始めており、国立公園内においても美しい風景や人間では立ち入りが困難な場所の撮影にドローンが利用される事例が増えています。その一方で、多くの方々が利用する国立公園内でドローンを使用することが様々なトラブルの原因（騒音被害や落下事故等）となることや、国立公園内に分布する希少な野生生物の生態に悪影響を及ぼすことが懸念されています。

そのため今般、信越自然環境事務所が管轄する3つの国立公園（上信越高原国立公園、妙高戸隠連山国立公園、中部山岳国立公園）内におけるドローン使用上の注意点を整理しました。国立公園内でドローンを使用する際には、公園利用者の安全安心の確保並びに自然環境の保護のため、以下の事項に注意してください。

なお、航空法に基づく無人航空機の飛行に関するルールについては以下のURLをご確認ください。
（国土交通省HP：http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html）

■国立公園内におけるドローン使用上の注意事項

1. 希少な野生生物の生息・生育する区域においての使用は控えてください。

国立公園内には様々な野生生物が生息・生育しており、ドローンを飛行させる場所や時期・季節等によってはそれらに過剰なストレスを与えてしまうほか、ドローンを落下させることにより損傷させてしまうことがあるなど、生態に悪影響を及ぼす恐れがあります。特に山岳域など希少な野生生物が分布している区域では、飛行させないようお願い致します。

2. プライベート空間や利用者が集中する場所での使用は控えてください。

宿泊施設や露天風呂等の周辺や、園地・歩道・商業施設等の周辺など、プライベート空間や利用者が集中する場所においては飛行させないようお願い致します。

3. 事前に飛行させる場所を担当している国立公園管理官事務所・自然保護官事務所等にお問い合わせください。

環境省では、ドローンを飛行させることについて土地・施設の所有者や管理者の許可を取っているか否かを確認させていただきますので、事前に飛行させる場所を担当している国立公園管理官事務所・自然保護官事務所等にお問い合わせ願います。

なお、環境省が所管している土地（上高地、室堂等）においては、ドローンの飛行を禁止している場合があるほか、ドローンを用いた撮影を行う場合には撮影計画書の提出を求めている場所があるなど、国立公園の管理上必要な個別の措置を要する場合があります。

※ドローンの使用により他の国立公園利用者に著しく迷惑をかけた場合や、ドローンの落下・衝突により野生生物を損傷させた場合、落下したドローンを回収せずに放置した場合等には、自然公園法や国立公園集団施設地区等管理規則の規程に反する行為に該当し、罰則が適用される場合や必要な措置（原状回復等）を命じる場合があります。

霧ヶ峰におけるドローン使用のあり方について

1 経過

霧ヶ峰でのドローン使用についての問合せは、昨年度までほとんどなかったが、今年度は十件程度あった。また、霧ヶ峰自然保護指導員（諏訪市教育委員会委嘱）から、昨年度までは見られなかったドローンの使用が今年度は確認されたとの報告があった。

今後ますますドローンの使用が一般化していくことが想定されることから、霧ヶ峰におけるドローン使用のあり方について、協議会としてどのように対応するか検討が必要である。

2 現行法規制（航空法関係）

航空法

地表又は水面から150m以上の高さの空域、空港等の周辺、人口集中地区の上空で飛行させる場合は、許可が必要。

霧ヶ峰には空港等や人口集中地域はなく、150m以上の高さの空域を飛行させる場合以外には許可不要

- 飛行場所に関わらず、以下のルールを守ることが必要。
- ・日中に飛行させること。
 - ・目視範囲内で無人航空機とその周辺を常時監視して飛行させること。
 - ・人又は建物、車両などの物件との間に距離(30m)を保って飛行させること。
 - ・祭礼、縁日など多数の人が集まる催し場所の上空で飛行させないこと。
 - ・爆発物など危険物を輸送しないこと。
 - ・無人航空機から物を投下しないこと。
- 上記によらずに飛行させる場合は、承認が必要。

霧ヶ峰でも同様のルールが適用され、このルールによらない飛行には承認が必要

無人航空機の安全な飛行のためのガイドライン

- ・空港以外の場所でもヘリコプター等が離着陸する場所では飛行させない。
- ・第三者の上空、不特定多数の人が集まる場所の上空では飛行させない。
- ・高速道路や新幹線等の上空やその周辺では飛行させない。
- ・高圧線、変電所、電波塔や無線施設等の施設とは十分な距離を保って飛行させる。
- ・鉄道車両や自動車等から、常に必要な距離を保って飛行させる
- ・航空機を確認した場合には、無人航空機を飛行させない。
- ・土地所有者が、その土地の上空での無人航空機の飛行を禁止する旨の表示を行っている場所では飛行させない。

霧ヶ峰には、グライダー場、第三者や不特定多数の人が集まる場所、高圧線等の施設、車両が通る道路等が存在し、それらの場所での飛行にはガイドラインが適用

3 現状

(1) 霧ヶ峰におけるドローン使用に係る問合せに対しては、以下の3点を指導している。

- ア 地権者の了解をとること。
- イ 他公園利用者の迷惑となる行為とならないものとする。
- ウ 航空法等関係法令を遵守すること。

(2) ドローンの普及や事故防止の活動等に関係機関と連携して取り組んでいる「NPO 法人諏訪広域ドローン協力会」では、白樺湖におけるドローンの飛行について、地権者である財産区と覚書を交わして飛行可能エリアと飛行ルールを定めた上で、会員によるドローンの飛行を行っている。

また、同協力会では、霧ヶ峰ヒュッテが管理するグラウンドにおいて、霧ヶ峰ヒュッテの了解を得た上でドローンの飛行を行っている。

4 今後の検討方向

霧ヶ峰において航空法等の関係法令で定める以上の厳しい規制をかけることは困難であるが、地域の共通ルールを定めて、来訪者にマナーとして守ってもらうという方向性が考えられる。

そのため、霧ヶ峰における飛行エリアや飛行ルールなど、霧ヶ峰におけるドローン使用のあり方について、来年度に協議会で検討をすることとしたい。また、その際には NPO 法人諏訪広域ドローン協力会にも、参加していただき検討を進めたい。